

## 【援農ボランティア受入農家募集！】

援農ボランティア推進事業「いなぎ農業ふれあい塾」の第6期が来年1月から始まります。受講者は月2回の圃場実習と月1回の座学を受け、1年間かけて農業の知識や技術を習得します。そして、現在受講中の5期生も12月をもって塾を卒業します。受講者は塾の卒業後、受入先の農家とマッチング（作業内容・希望日時等の調整）を行い、農作業のボランティアを行います。援農ボランティア紹介農家登録申込書にて、登録が必要となります。ご不明な点は市役所経済課農政係・農業委員会事務局までご連絡ください。

## 【新規申込募集しています！】

### ★全国農業新聞

全国農業会議所が発行する、農業経営に役立つ情報が満載の新聞です。週間単位のニュースがまとまっており、わかりやすく解説されています。また、流通・販売、技術、税務などの役立つ情報も満載です。

- ・毎週金曜日発行（月4回）
- ・購読料700円/月（送料・税込）



### ★農業者年金

積立方式（確定拠出型）の公的年金です。貯金をする感覚で、貯蓄の一部を将来の為に積立てることができます。保険料は社会保険料控除に該当します。

○加入要件：次の3つすべてに当てはまる方

- ・20歳以上60歳未満
- ・国民年金第1号被保険者
- ・年間60日以上農業従事



申込やご質問などは、農業委員会事務局  
(TEL: 042-378-2111 内線 675) へお気軽にお問い合わせください。

## 【農業委員会活動日誌】

- |                     |                          |
|---------------------|--------------------------|
| 9月 9日(木)            | 南多摩地区別農業委員・推進委員研修        |
| 9月 10日(金)           | 第9回稲城市農業委員会総会            |
| 10月 5日(火)           | 会長職務代理・部会長研究集会           |
| 10月 11日(月)          | 第10回稲城市農業委員会総会、農業施策要望提出  |
| 10月 13日(水)          | 援農ボランティア養成講座 収穫祭         |
| 10月 28日(木)          | 会長研究集会（オンライン開催）          |
| 11月 4日(木)～11月 5日(金) | 初心者向け農業簿記講座              |
| 11月 10日(水)          | 第11回稲城市農業委員会総会           |
| 11月 22日(月)          | 農業委員会・まちづくり計画課・課税課合同現地調査 |
| 11月 25日(木)          | 農業者年金制度研究会               |



稲城市農業だより No.138

# 完 熟

●発行 稲城市  
農業委員会  
産業文化スポーツ部経済課

稲城市東長沼2111番地  
電話(378)2111(内線675)  
FAX(377)4781  
令和3年12月1日発行

## 【農地パトロールについて】

農業委員会では11月までに全生産緑地について全筆調査を実施しました。この調査は、農地法第30条に基づき、農地の耕作状況を確認するため毎年行います。調査後、必要な場合には指導を行うこととなっており、指導対象地が納税猶予の適用を受けている場合、最終的には、相続税納税猶予の期限が確定し、猶予を受けていた相続税を支払わなければならない場合もございます。

指導対象となった方には通知等を行うこともありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。今後とも肥培管理の徹底を引き続きお願い申し上げます。



## 【生産緑地の追加指定の申請受付について】

例年どおり、令和3年度の生産緑地追加指定にむけての申請受付が行われます。令和3年度指定の受付時期は昨年度と同様、令和4年1月4日(火)～1月31日(月)までの1回のみとなります。申請受付のご案内は来年の「広報いなぎ」令和4年1月1日号に掲載される予定ですのでご確認ください。

お問合せは、稲城市役所まちづくり計画課まで  
まちづくり計画課 (TEL: 042-378-2111 内線 322・323)

## 【ご自身やご家族で耕作できない農地ありませんか？】

稲城市では、援農ボランティア推進事業にてボランティアの育成の実施をしております。また、生産緑地であっても、市民農園の開設や円滑化法による貸借により農地を維持することも可能になりました。ご自身やご家族で耕作できない農地がありましたら、農業委員会事務局へご相談ください。

農業委員会事務局 (TEL: 042-378-2111 内線 675)



## ～農業委員会が令和4年度農業施策要望を行いました～

### 1 稲城農業の振興と担い手の確保

- (1) 経営意欲のある認定農業者を確保出来るよう、農業経営改善支援事業補助金を拡充すること。また、小規模農家への補助の新設。
- (2) 援農ボランティア推進事業における農家への受け入れ体制の確立や、「いなぎ農業ふれあい塾」の発展および果樹部門の強化。
- (3) 農業団体の活動や、農作物被害の防止対策、果樹に関する新技術の導入に対する補助金の拡充。



施策要望提出  
(市長公室にて 令和3年10月11日)

### 2 環境保全型農業の推進

- (1) 環境にやさしい農業として、減農薬等の自然環境に配慮した生産方法の推進や、防薬・防臭対策への補助金の拡充。
- (2) 地産地消の推進として、消費者がより多くの市内農産物を利用できるように、いなぎ日曜市をPRするとともにJA直売所や公園での販売などを継続すること。また、学校給食野菜の納入規格の緩和や納入農家への補助。
- (3) 剪定枝処理の効率化のため、タウンバーの稼働継続、また、多摩川衛生組合へ剪定枝や野菜くずなどの無償持ち込み処分が可能となった事を周知徹底させる。
- (4) 獣害対策関係の補助金を充実させる。

### 3 都市農地保全のための取り組み

- (1) 都市農地の確保に向けて、相続税納税猶予制度堅持のため、都市農業振興基本法の取り組みに関する情報収集及び周知活動を行う。
- (2) 農業用施設及び農業用機械に関する固定資産税等の軽減措置。
- (3) 6次産業化の推進に向け、農業と他産業が連携した商品の研究開発や普及。
- (4) 大丸用水を始めとする農業用水の保全。
- (5) 国や都、市が所有する公共用地の適切な管理と有効活用。
- (6) 温暖化等による気候変動を見据えた農業への対応の推進。

### 4 農業者と市民との交流の推進

- (1) 農業に対する理解や農家との交流・信頼を深める、農にふれあう「市民交流事業」の充実。また、農家開設型市民農園・農業体験農園の拡充。
- (2) 農地探検などにより市民とのふれあいを図り、農業をより身近に感じてもらう「ふれあい農業」を推進するとともに参加者の意見を活かすこと。
- (3) 農福連携の研究

### 5 農業委員会が実施する事業への支援

- (1) 講演会や視察研修、農地パトロール、市民への広報等の活動を行う。
- (2) 特定生産緑地制度等に関する説明会や座談会を継続して行い、市、農業委員会、農業協同組合の3者が連携し、市内農家に対して徹底した周知活動を行う。

施策要望を提出するにあたり、令和3年8月5日に各種生産団体と意見交換会を実施いたしました。意見交換会でいただいた意見・要望は以下のとおり（抜粋）

#### 【稲城の梨生産組合から】

- ① 減農薬への補助割合の増加  
導入促進のためにも補助率の増をしてほしい。
- ② 多目的防災網や防薬シャッター（更新・修繕）への補助  
鳥除けの花火などが使いづらくなっているため、多目的防災網等への補助をしてほしい。
- ③ 気候変動に対する補助  
温暖化の影響などに対し、柔軟な支援をしてほしい。梨の日焼け、ぶどうの着色不良や萎れに對してなど。
- ④ 改植への補助  
抜根する機械や、処理業者への委託費などへの補助をお願いしたい。
- ⑤ 協議会化について  
柔軟に補助などの対応ができるようにするため、一部でも協議会化をし、予算をやり繰りしていきたい。
- ⑥ 援農ボランティアについて  
野菜作り中心のため、果樹ですぐに入れる方がいない。果樹特化の実習もお願いしたい。

#### 【稲城市高尾ぶどう生産組合から】

- ① 高温対策への補助  
梨組合と同様の内容
- ② 棚や雨除けへの補助  
棚を直すにあたっての補助がない。後継者のためにも補助をお願いしたい。

#### 【JA 東京みなみ稲城地区野菜部会から】

- ① 補助の範囲について  
都市部の野菜は農家により作柄や量がバラバラである。また同じ作柄であっても時期や使用資材が違うので、幅広く補助ができるようにしてもらいたい。補助金の対象になるのが難しい。
- ② マルチ資材への補助  
マルチ資材について、今は燃やすことが出来ない。産廃で処分すると利益が見込めない。バイオ素材は高いので、農家の購入費が安くなるようJAと市から部会への補助が欲しい。
- ③ 補助対象について  
ハウスなどの施設への補助はあるが、野菜を作るほうへの補助もお願いしたい。

#### ・その他

- ① 剪定枝の処理について  
衛生組合へ無料持ち込みができるようになったが、軽トラがなく、家庭ごみで少しずつ出している。少しずつしかだせないで、畑に長期間剪定枝が置いてある状況。高齢化で運転ができないなどの状況もでてくると思うので、粗大ごみのように連絡したら取りに来てもらえるような制度をつくってほしい。